

職業安定局長が定める項目（雇用給付金を取り扱う場合の同意条件）

(1) 雇用給付金又は再就職給付金を取り扱う場合に共通する条件

ア 雇用関係助成金制度の適正な運用

- ① 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
- ② 事業主による雇用関係助成金の不正受給の幫助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと
- ③ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、ハローワーク（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
- ④ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。

イ 同意制度の適切な手続き

- ① 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者等である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を、同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
- ② 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
- ③ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。
- ④ 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合又は事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなり、事業主管轄労働局が文書によって雇用関係助成金の取り扱いの無効を文書によって通知した場合は、ただちに事業主管轄労働局に対して標識を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取り扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。

(2) 雇用給付金を取り扱う場合の条件

- ① 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
- ② 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。